

第一百三十六回  
参議院法務委員会議録第六号

平成八年四月十一日(木曜日)  
午前十時開会

四月十日  
委員の異動

辞任

大森 札子君

補欠選任

益田 洋介君

出席者は左のとおり。  
委員長 理事

及川 順郎君

志村 哲良君

野村 五男君

平野 貞夫君

橋本 敦君

遠藤 要君

下稻葉耕吉君

鈴木 省吾君

中原 寅君

林田 悠紀夫君

魚住裕一郎君

益田 洋介君

山崎 順子君

一井 淳治君

千葉 景子君

田 英夫君

河村 建夫君

頃安 健司君

永井 紀昭君

濱崎 恭生君

法務省刑事局長  
公安部調査庁長官

原田 明夫君  
杉原 弘泰君

最高裁判所長官代理者  
最高裁判所事務

総局人事局長  
最高裁判所事務

石垣 幸男君

堀龍 幸男君

海上保安庁警備  
教難部警備第二課長

吉岡 恒男君

高橋 省吾君

小原 正則君

事務局側

常任委員会専門員

説明員

課長

事務局側

○中原義春　ただいま御説明がございましたように、一番近い時点での外弁法の一部改正は平成六年に行われまして、ただいま御説明のございました四点について改正が行われた経緯がござります。このときを含めまして、規制緩和の内容などについてございますけれども、今回の法改正の内容については国際仲裁事件の手続の代理が行える、このことについては外国法事務弁護士と外国弁護士、この二つの部分でその代理を認めるだけと言うと語弊がありますけれども、それが今回の一部改正の主たるものでございます。

そのことについて国際仲裁事件の定義づけを行う、この三つが主体になつておるわけでありますけれども、このことが実際平成六年のときでできなかつたという理由があるのか、あるいは当時はその必要性を感じなかつたのか。一部改正はその時代時代に応じまして行われることでござりますけれども、今申し上げたこの国際仲裁事件の手続の代理といふものが何ゆえ今回出てきたのかということだけをちょっとお尋ねしたいと思います。どうぞお願ひいたします。

○政府委員(水井紀昭君) 確かに御指摘のとおりでございます。ただ、平成五年九月に出されました外国弁護士問題研究会の報告書では、この国際仲裁代理の問題はもともと外国からの要望事項にもありましたし、私ども国内的にもこれは問題があるということで早期に改正すべきであるという方向性は、皆、認識は一致していただんです。ただ、この報告書におきましても、外国弁護士による国際仲裁代理といふものはもう少しよく調べてみないといけないところがあるんじやないか、また専門性の高いいや技術性のある分野でもありますので、もう少し諸外国の状況を確認した上で前向きな方向で検討してはどうかと、方向性は出ているんですが、もう少し確認、検討しろという、そういうようようなことがございました。

要するに、十分詰め切れていたなかったという点があつたということから、前回の改正では一応それを除外いたしまして、国際仲裁代理研究会とい

う専門的なそういうアーリングクルーパーといいますか、研究会で改めて再検討していただいた、「もういうことでござります。要するに、その当時、まだ詰め切れていなかったというのが本音のところでございます。

から指定法といいますのは、ニューヨーク州法以外にアメリカのその他の各州の法律についても一応基本的な理解ができるということです。これはやつてよろしいという、そういう指定をするということになつております。

に当たりますので、その手続についての代理を外国法務弁護士でない外国弁護士が報酬を得る目的でかつ業として行うことは禁止されているという、そういう建前になつております。  
それから第三点でございますが、今回改正案をお認めいただきまして国際仲裁事件の手続について代理ができるということになつた場合、外国法務弁護士と外国法務弁護士でない外国弁護士との間でその取り扱いあるいは代理の範囲について違ひがあるのかないのかということでございまが、この点につきましては実質的には変わらなくななるということをございます。

○中原実君 ありがとうございました。  
やはり言葉遣いの上では外国法事務弁護士でない  
いが起るるというようなことで、私のような素人  
にはよく御説明の趣旨がわかりました。

それで、先ほども申し上げましたけれども、このもとになつております国际仲裁事件にかかわります新しい改正案の条項ということで、これも法制上の技术的な小さな問題でございますけれども、ちょっとお尋ねをしようと思つております。今回の改正の法律案の中の第一条で、国际仲裁事件といふものにつきまして、二つ事半ば三義

この事件を定義するということが盛り込まれるわけでありますけれども、これが二条の十一号に入れるということで処理がされております。したがつて、現行の十一号以降が十二、十三と順次繰り下がつていくということになるわけであります。いろいろな言葉の意味の定義でございますから、どこへ入れてもいいつけだらけをつけてしまふ、苦労だにつけだらけ

それと同時に、この第二条は定義づけの項目で  
それから十四号といふことを起こして入れれば事足りる  
くということについて、それなりの理由づけがお  
ありだと思いますので、それを伺うということに  
したいと思います。



以上でござります。

○政府委員(永井紀昭君) 第五十八条の二、ただしどうも書きといふものは必ずしも置かなくとも、むしろ当然ではないかといふ御質問だつたと思ひます。

この点は、確かに常識的に考えれば、それは業務停止されているんだからやつちやいけないよというのはごく当然のことと思われます。また、依頼者保護の観点から見ましても、そういう人がやつてはいけないことは当然といえは当然だと思います。

ただ、弁護士法とかあるいは外弁法の業務停止といいますのは、懲戒を受けた弁護士あるいは外国法事務弁護士に一定期間業務を行うことは禁止はいたしますが、除名とか退会命令といったものと異なりまして、弁護士資格そのものあるいは弁護士たる身分そのものを失わせるということにしておりません。したがいまして、業務停止といふことを受けてもなお外国の弁護士であることは間違いないといふ、そういう構造になつております。

また、国際仲裁事件の代理を依頼されまたは受任した時点ではそういう業務停止を受けていたなかつたけれども、その後受けてしまつたといつた人についても、やはりこれは代理を認めるべきではないんじやないか、こういう点がありまして、やはりそれをきつと明確にしておくとということでもあります。

また、かねてより諸外国からの規制緩和要望が

強くありましたもの、あるいは行政改革委員会の意見書においても見直しをするべきであるといふ指摘を受けております。外國法事務弁護士による日本弁護士の雇用問題、あるいは外國法事務弁護士の資格承認基準であります五年間の職務経験要件の緩和ができないか、あるいは外國法事務弁護士が自國法といいますか原資格国法または指定法以外のいわゆる第三国法の取り扱いができるいか、こういったことについても新たに計画に盛り込まれることになりました。

ただ、この三項目につきましては、昨年一月に

施行されました改正法の運用をもう少し見守る必要もあるし、また現在、諸外国でも相当この外国弁護士の受け入れ制度の見直しなんかもやられているやに聞いております。こういったことの外国法の動向などもうちよつと見定め、これらを調査をして、かよつて思つております。したがいまして、この推進計画におきましても、本年度じゅうに見直しについての検討に着手し、平成九年度じゅうを目途に結論を得るよう努めること

ということで、鋭意これから検討してまいりました。かよつて思つておられるところでござります。

○中原爽君 以上でございます。ごく事務的な内容だけ確認をさせていただきました。質疑を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

した。

ところが、昭和二十年になりましてこれが廃止されましたのは、やはりまだ当時はほかの国でも外國弁護士の受け入れ制度といつものがほとんどなかつた。まだ三十年ですから戦後十年だつたんですねが、現在やつていらつしやる方はいいが、どうもそれ以外の新しい方がどんどん入つてくるのはこれは問題があるということで弁護士会等からの働きかけもあり、また制度的にもほかの国では受け入れ制度がないのに我が国だけこういうふうにあるのは問題があるといつよくなことから、昭和三十年になりますしてこれが廃止されたというふうに聞いております。ただ、従来から日本で働いておられる方は、これは従来どおりの既得権といいますかそういうのは認めて、日本弁護士連合会は準会員という形でそのまま引き続いて活動を続けております。そうした歴史的な経緯、また経済活動、政治活動、通商活動等を通じまして、当然ますとかあるいは通商関係の方、金融関係の外国人が相当数一挙に流入してくることになつたわけじゅうに実施予定といふ、こうしたことになつております。

そこで、昭和二十四年に弁護士法が新しく制定されましたが、かねてより外國の弁護士を認めていますが、それがまた再び、米国通商代表部あるいはEU、当時はECでございましたが、そつした各機関からの外圧によつて再び門戸を開かざるを得ないという、そうした検討を迫られる状態に立ち至つたということは、国際化の激流の中で我が国が国際的な評価をどのように受けるかという問題について、残念ながら一つの蹉跎を私は踏んでしまつたのではないかというふうに思つております。

さて、なぜそれでは近來になつて、昭和六十二年でございますが、外弁法という法律が施行されるに至つたかといつ直接的な原因についてでござります。これは非常に強い働きかけがアメリカ及びECから当時ございまして、なぜこのようになつたかといいますと、これは当然のことながら、国際化が進んでおり、特に国際間の通商、交易というものが活発化してまいりまして、先ほど準拠法という言葉を用ひられておりましたが、国際的に共通の法律がない限りにおいては国際間の金融ですとか通商問題については解決の糸口が全くないわけでござります。そういうことから、やはり均等に判断基準を設ける必要があつうといふことが世界の潮流でございまして、その中で弁護士業務だけがなぜ聖域化されているのか、もう少し国際的な共通した基盤に立つて判断基準を持つて法律といつものを見ていかなければ、国際化の潮流の中でもう日本という国が立ち行かなくなつていつている。

そついうふうなことから、またアメリカの経済

された段階で、既に同法の第七条において外國の弁護士が日本の国内において活動できるような条件を付与して、これは非常に注目すべきことでござりますが、日弁連でなしに最高裁が判断をして、特に相応のあるいは相当の国内法についての知識を有していると判断される外國の弁護士については、これは語学力に關係なしに日本の弁護士と同等の一般的な法律事務を行ふことを許可するという法律が施行されたわけでござります。この登録の申請が行われた実績は七十三件と伝えられていますが、それが昭和三十年の弁護士法の改正の段階におきまして、突如としてこの外國弁護士の国内における一般法律事務の活動が停止されるに至つたといつ経緯がございましたが、この背景について若干お話を伺いたいと思います。

○政府委員(永井紀昭君) 確かに、弁護士法七条というのがあります。最高裁の承認のもとに、外國の弁護士が日本で既に活躍しておられた経緯がござります。

ところが、昭和二十年になりましてこれが廃止されましたのは、やはりまだ当時はほかの国でも外國弁護士の受け入れ制度といつものがほとんどなかつた。まだ三十年ですから戦後十年だつたんですねが、現在やつていらつしやる方はいいが、どうもそれ以外の新しい方がどんどん入つてくるのはこれは問題があるということで弁護士会等からの働きかけもあり、また制度的にもほかの国では受け入れ制度がないのに我が国だけこういうふうにあるのは問題があるといつよくなことから、昭和三十年になりますしてこれが廃止されたというふうに聞いております。ただ、従来から日本で働いておられる方は、これは従来どおりの既得権といいますかそういうのは認めて、日本弁護士連合会は準会員という形でそのまま引き続いて活動を続けております。そうした歴史的な経緯、また経済活動、政治活動、通商活動等を通じまして、当然ますとかあるいは通商関係の方、金融関係の外国人が相当数一挙に流入してくることになつたわけじゅうに実施予定といふ、こうしたことになつております。

○益田洋介君 ありがとうございます。

昭和二十四年の段階で、ほかの先進諸国が全く取り入れていなかつた制度を我が国が国際化の急務の中で先んじて取り入れたということは、これはまさに歴史的には画期的な試みであったといつて、つまり時代が逆戻りしたといつう段階を

うふうに思つておりますが、今のお話を伺いますと、弁護士会等の圧力によつて、働きかけによつて三十年にそれが廃止されたということでございまして、つまり時代が逆戻りしたといつう段階を

的な情勢、それからまた日本が置かれていたる国際間における情勢といった立場から、ボーグーレス化といいますか、国境といいますか、國の閉鎖性、独立性というものをやはり切り開いていかないともう立ち行けなくなつたというふうなことで、事サービス業、特にまた専門サービス業と呼ばれております弁護士ですとかあるいは医師ですとか公認会計士といった職業の人たちは特に国際化が要請されている、そういう背景が私はあつたように思つております。

それで、今、第一次産業、第二次産業を除きましていわゆるサービス業と呼ばれている第三次産業においては、その生産高といいますか生産量といふのは、全生産量の中の六割から七割を先進国の方では占めていると言われている時代になつておられますので、特にサービス業については門戸を開くべきだと、自由化をすべきである、それから市場アクセスを開くべきであるという要請がひたひたと押し寄せてきました。そういう背景の中で、我が国の法曹界は、特に日弁連だと思いますが、抵抗し続けて現在に至つてはいるということをございます。

こうした一般的な背景、それから将来的に我が国はこうした要請に対してもどのように対処していくのか、問題を先送りにするばかりではいけない。やはり早晚、検討すべきことは検討すべきであります。今回の法改正におきましても、二、三点の問題は解決を見ようとしているわけでござりますが、しかし将来にまだ山積みされた問題が、先ほどおつしやつておりました、第三国法の問題であるとか、あるいは雇用とかパートナー・シップの問題であるとか、そういった問題が山積みにされてゐるというふうに理解しておりますが、この辺の一般的な将来的な我が国の対応について法務大臣から御意見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(長尾立子君) ただいま委員からお話をございましたように、国際化の大きな流れの中で、世界の経済の中における日本の諸活動という

ものが今後開かれた形で行われていかなければならぬというのは、お話をとおりであると思います。いわゆる規制緩和問題、これはどのような分野においても我々が積極的に取り組んでいかなければならぬ問題であるというふうに考えております。

ただ問題は、我々が担当いたしておりますこういった法務行政の分野におきましては、国民の権利を守つていくことがやはり基本に据えらるべきだ、一方におきまして、国民の権利はきちんと守られるというもう一方の課題との調和をどのように図つていくか。各方面的の有識者の方々、関係者の方々の御意見を十分に踏まえながら我々はやつていかなければならない、このように考えておられる次第でございます。

○益田洋介君 ありがとうございます。

それでは、若干実務的なお話を移らせていただきます。

まず最初に、外国法事務弁護士及び外国弁護士につきましては一般的に、弁護士法七十二条の規定のもので日本における一般法律事務は行えない

という原則になつてゐるわけでございます。外国

法事務弁護士の方々のお話を伺つておりますと、

日本の方々の御意見を十分に踏まえながら我々はやつていかなければならない、このように考えておられる次第でございます。

現状として、イギリスあるいはアメリカ、フランスから続々と昭和六十二年以降、東京に進出してきた外國のローフームは、店を縮小するなり

あるいは撤退するなりというようなことがどんどんとふえてきている。これが非常に不評を買つてゐる現状であるというふうに考えますが、日本の一般法律事務をどのように将来、外国法事務弁護士または外国弁護士に移譲していくつもりがあるのかどうか、あるいは全くその辺についてはこれももうモノボリであるというふうに決めておる態度を日本は保ち続けるのかどうか、その辺についての所見をお伺いしたいと思います。

○政府委員(永井紀昭君) 外國法事務弁護士制度自体は、日本で特別に試験を課したり何か研修を

確かにアメリカの法律ではこうだ、イギリスの法律ではこういうふうな解釈が成り立つ、しかし、

それでは同じ問題について同じ事案の同じテー

マについて、日本の法律についてはどういう解釈が成り立つてゐるのか。逆に、日本の法律ではこ

れにつきましては、例えば受け入れ制度を

持つてゐる国アメリカでも、日本の弁護士なるがゆえに当然アメリカでアメリカ法を扱えるという

制度にはなつてないわけでございます。これはお互いにどこの国もそういう特殊性は原則としてあるわけでございます。

それで、それはさておきまして、ただいま委員からお話をありましたところで問題点が幾つかあつたのは、御指摘のとおり、例えば日本のクラ

イアントがいろいろ国際的な問題で相談に行きました。すると、これは御指摘のとおり、外国ではど

うで日本はどうでというふうに、そういう対比

しまして、つまり専門サービス業たる弁護士が

クライアントのニーズに対して十分にこたえられない、むしろ半分もそのニーズについてこたえられ

れないような状況に追いやられているから、したがつてクライアントのニーズを満足させることはできない。そこでその結果として仕事の量も減つてしまつてゐる。

現状でも、外国法事務弁護士はある事件につきましては日本の弁護士と一緒に仕事をするこ

とに全く禁止されておりませんので、現にそういう

方はお互いに提携関係を組みましていろいろ一

緒にやられてゐるわけです。

それからもう一つ、昨年一月からの改正法の施行に伴いまして、共同事業もできますと、同じ事務所の中で、それで、お互いに一緒に仕事をし

て、その収入を分け合つことができるという、こ

ういうこともやつております。

それから、前々から、抽象的な提携じゃなく

て、事務所を共同使用することによって實際には

そういうニーズにこたえようというやり方で、いろいろそれぞれ工夫されてやつておる点もござい

ます。

したがいまして、現在、提携、共同事業がどう

なつてゐるのか、あるいは実際に仕事をどうやら

れるかということをもう少し見てみないと、性急に日本法も扱えるんだというふうなことにはなら

ないんじやないかと、かさうに思つております。

そういうことでござりますので、現段階で直ちに、例えば外國弁護士が当然日本法も扱えるんだ

というふうな、そういう方向性につきましては、私どもはまだそこまでは至つていないと、

ござります。

○益田洋介君 ありがとうございました。

今御指摘の点にありました、法律事務所の共同経営という問題と法律事務の共同作業という問題というのは、ちょっと混同されてお答えになつていただかといふふうに思つております。

共同経営の場合は、外国法事務弁護士あるいは外國弁護士が日本の一般法律事務について介入するという危険性は、共同経営ですから主従関係はありませんのでむしろ少なかろうと。つまり共同経営の場合は、共同作業ということで、外国法事務弁護士あるいは外國弁護士が自国の法律についての意見を述べ、一方でまた日本の弁護士が国内法のアドバイスをする、そういう形での作業が進められるというふうに思います。

一方で、今度は雇用の問題でございますが、日本人弁護士を外国法事務弁護士あるいは外國弁護士が雇用するということはいまだに禁じられていていうふうに理解しておりますが、つまり共同経営の場合は許される、共同作業はある程度の分担範囲を分けた上で、区切りをつけた上で許されるのにかかわらず、この場合はなぜ雇用が許されないので、その辺の背景について御意見を伺いたいと思います。

○政府委員(永井紀昭君) 外国弁護士問題研究会でもいろいろ検討いたしましたが、やはり雇用は現段階では禁止するのが相当であるということと結論が出ております。

その理由は、外國弁護士は基本的には自己法といいますか自分の国のことしか本来やつてはいけないといつ、そういう枠組みがあるわけですがあります。もし日本の弁護士を雇用いたしまして、日本の弁護士に日本法を扱わせて、いわばウブリの匠みたいに全部こういうのを吸い上げてやるということになると、これは弁護士としての制度的な問題として非常におかしいのではないか。すなわち、これはいろいろ異論がありますけれども、日本法は自分はやってはいけないけれども、日本の弁護士さんを手足として使って日本法を実際にやらせるという、そういうことは問題がある

という、こういう指摘があつたわけでございました。

しかし、先ほども中原委員からの御質問にも簡単にお答えいたしましたが、今度の規制緩和推進計画の中では、この雇用問題についてもう少し根本的にいろいろな見方を改めて検討してみようはどういかということになつております。これは、果たしてそういうような弊害が本当にあるのかないのか、ほかの国では雇用を認めているケンスもあるではないか、そういういろいろな国ではどういう状況になつているのだろうかということも踏まえて検討はしてみようじゃないかといふ、こういうことになつております。

従来の研究会の報告では非常に問題があると言つておりますが、やはりほかの国の制度をもう一度再確認し、あるいは本当にそういう弊害があるのかないのかということについても検討はしてみましょうという、こういうことになつていてころでございます。

○益田洋介君 問題があるという御意見は、多分法曹三者の中では一者からしか出でこない問題ではないかといふふうに考えております。

つまり、主従関係を持つということは屈辱である、プライドを傷つける、それが本来の日本の弁護士の姿勢からすると問題だ、このよくな見解であると私は思います。先ほど調査部長が御指摘のとおり、一国法だけでは判断できないケースが非常にふえておりまして、日本の場合はこの仲裁問題につきましても非常に事案が少ないわけでござります。

例えは、これは法務省でまとめていただいた資料でございますが、商事紛争、コマーシャルケースにつきましては年間わずか十件にすぎない。それからまた、仲裁センターというのは第二東京弁護士会でつくっておりますが、これは平成二年に設立されたにすぎない。だから、歴史的にも現状としてもそういう面では、国際紛争という観点からしますと日本は随分立ちおくれているわけですがございますが、一方で例えばEUの国々であります。

すとかアメリカといふところではむしろ国際紛争の方が多い。そういうやうな状況ですと推移しております。

そうした観点からしますと、当然日本はいろいろな面で自由化の促進を迫られておりますし、国際化の足音は一段と高鳴つてきているわけでございますので、これは当然のことながら、今後国際争あるいは多国間の法律にわたる紛争がふえてくるのは火を見るより明らかでございます。そういう場合には、一国法にとどまつて判断をするという今のようなシステムでは成り立たなくなつてゐるのではないか。

例えば、同じ事案の同じテーマにつきまして、外國法と日本法と両方、共通の土壤で判断をしなきやしないといふ状況が間違ひなく起こつてくらでございます。その際に、国内法については日本の弁護士がするんだ、そして外國法についてだけ外國法事務弁護士あるいは外國弁護士が判断をしなさいといふことでは問題の解決にはつながつてこない。二律背反するようなテーマについてはどうしてもそこはお互いに接点を求めていかなきやいけない。そうした意味での判断をしなきやいけないケースがふえてくると思います。

結局、そういうことで手がせ足がせを外國法事務弁護士あるいは外國弁護士に与えてしているということは、日本に駐在している外国企業についても活動がしにくくなる、あるいはもう活動できなくなつてしまつという状況にも立ち至るわけでございますから、これは国際的には通商上の大問題でありますから、法律家あるいは法律の問題だけではなくなつてくるというふうに考えておりますが、この点についてはいかがでしょうか。将来的に、やはりどうしても日弁連の意見を取り入れて、主従関係というのはたまらない、外國法事務弁護士の事務所に雇われるのにはプライドが許さないと、その意見が果たして今後まかり通るのかどうか、その辺の判断をお伺いしたいと思います。

○政府委員(永井紀昭君) ただいま委員から日本連の問題についてお話をありました。

私、日弁連の方々と接触している限りでは、そのようすに主従関係になるからプライドが許さないという、そういう議論は余り聞いたことがないません。いわば、そういう主従関係になるから日本弁護士としてのプライドが許さないとか、そういうよくな言い方からくる反論じやないんであります。もっと別の、法律専門家として本当に日本国内で責任を持つリーガルサービスが提供できる資格という問題は、これはやはりどの国でも同じ制限がありまして、決して我が国だけが、日本弁護士だけが威張っているとか、そういう問題ではございませんので、そこは一言あえて日弁連のために説明させていただきます。

ただ、確かに、これから国際的な紛争がふえてまいりますと、実は日本の弁護士と外國の弁護士とが一緒に共同作業をするということは非常に要求されてくるんだろうと思つて。もちろん、一人の方がすべて日本法も外國法も知つておられるという優秀な方も日本でも外國の人にもいらっしゃいます。それは言いましても、やはり専門性の強いところでござりますので、どこの国におきましても、自分の国のこととはよく知つているけれども外國は十分でないといふ、これは多く出でています。

したがいまして、実は、日本の弁護士と外國の弁護士とのどういうふうな共同関係、相携えて働くといふいい関係を円滑に進めていくということは、これは委員がおっしゃったとおりでございまして、私どもそういうための工夫としていろいろな改善策はないかといふことを模索してきたことがありますし、これからもそういう方向についてはいい解決が少しでもできるようについての検討してまいりたい、かように思つております。

○益田洋介君 先ほど第三国法について、日本では現在のところは、外國法事務弁護士及び外國弁護士に対しましては第三国法の事務の取り扱いについては許可をしておらないといふことでございました。EUの諸国においては、これは特別な事情

がEUにはあるわけでございますが、第三国法を取り扱うことを既に認めておりますし、アメリカにおいてもニューヨーク、オハイオ、アリゾナ、ミネソタ、アラスカといったような、それからハイなんかも入るようでございますが、あるいはコロラド特別区といった九つの州については、ステートについては既に第三国法を外国弁護士が取り扱うことを認めているわけでございます。第三国法という言い方は余り聞こえのいい言葉ではありませんが、どういった定義づけをされているのか。

それから、先ほど自民党的同僚委員の方から質問がありましたときにお答えになつたごとく、準拠法という言葉がございますが、さまざまに国のさまざまな違った法体系の中から一つの事案についてどの準拠法を適用するのが適正であるのかといたるのを判断をする際、どういった判断基準を現在お考えであるのか、この二点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(永井紀昭君) 我が国の外弁法においてはいわゆる第三国法という言い方はしておりません。あくまで、先ほどから申し上げております外国法事務弁護士につきましては、原資格法、すなわち自國法といいますか、そういった定義と、それから指定法という定義がありまして、それから指定法といふのがありますよと言つておられますのは、やはりその国のプロであるというところからできますよと言つておられるわけでございます。

したがいまして、第三国法というものはどういうことかといいますと、要するに日本法とそれから原資格法あるいは指定法以外の国の法律といふ意味で第三国法という言い方を俗称しているわけでございます。

したがいまして、例えばアメリカのカリフォル

ニア州の弁護士ですとカリフォルニア州法が原資格法でございまして、ルイジアナ等若干法体系がござる州は除きますと、その他の多くのアメリカの各州の法律につきましては指定法ということを取り扱うことを認めているわけでございます。第三国法という言葉がござりますが、あるいはありますのが、どういった定義づけをされているのか。

それから、先ほど自民党的同僚委員の方から質問がありましたときにお答えになつたごとく、準拠法という言葉がございますが、さまざまに国のさまざまな違った法体系の中から一つの事案についてどの準拠法を適用するのが適正であるのかといたるのを判断をする際、どういった判断基準を現在お考えであるのか、この二点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(永井紀昭君) 我が国の外弁法においてはいわゆる第三国法といふのがありますよと言つておられますのは、やはりその国のプロであるといふ意味で第三国法といふのがありますよと言つておられますのは、やはりその国のプロであるといふ意味で第三国法といふのがありますよと言つておりません。あくまで、先ほどから申し上げております外国法事務弁護士につきましては、原資格法、すなわち自國法といいますか、そういった定義と、それから指定法といふのがありますよと言つておられますのは、やはりその国のプロであるといふ意味で第三国法といふのがありますよと言つておりません。

ただいま委員からもお話をありましたとおり、アメリカでも九の州と一つの特別区でいわゆる第三国法の取り扱いを認めていますが、一方ではできないという州も十あるわけでございまして、一番大きな州ではカリフォルニア州、イリノイあるいはテキサス州なんかでは、第三国法は外国法事務弁護士はやつてはいけないという、こういう制度になつておるわけでございます。そのほか、その専門性をもつて日本で格別の審査も経ずにやれることは、やはりその国のプロであるといふ意味で第三国法といふのがありますよと言つておりません。

したがつて、世界の趨勢が果たして第三国法を認める趨勢なかどうかといふのはもう少し冷静に検討してみないといけないんじゃないいか、かように思つておるところでございます。

○益田洋介君 半分ほどしかお答えしていただかなかつたのですが、準拠法についての考え方をお願いできますか。

○政府委員(永井紀昭君) 失礼しました。

実体的にどの法体系が適用されるかという場合と、それからその手続法がどの国の手続法でやるのかという、いわば実体準拠法と手続準拠法といふ言い方もいたします。

したがいまして、我が国内ではほとんど日本法が、例えば日本の民法でありますとか商法が実体準拠法といいますか適用されるべき法律になります。これが裁判所へ行つたりあるいはほかのそういう公的なところで紛争を解決するんと、多分日本の民事訴訟法でありますとか商法が適用されるということで、我々国内におります場合は余りそういうことを、準拠法なんということを意識しないでも日本法の実体法と日本法の手続法で行動が律せられるという、こういつふうに思うわけでございます。

ところが、国際仲裁事件なんかになりますと、実はこれが非常に難しうございまして、先ほど申し上げましたのは、国際仲裁事件なんかでは実体準拠法が一体何なのか。実はもともと当事者の合意、契約なんかをもとにしている場合が多うござりますので、一体これは何法を適用すべきか、そのもとになった契約本体が何法に基づいてやつたのかというのがしかも明確でない場合があるわけです。

また、国際商取引なんかにおきましては、そんなにこの国どこの国という法体系を意識しないで、世界に共通のいわば商慣習的な体系があつたりするものですから、これは果たして実体準拠法がどここの国だと言い切れないのであります。また、国際仲裁事件に限りませず、いろいろなそういう国際的な問題におきましては、一体どこの実体準拠法といいますか、どこの国の法律が争われるということがよくござります。

例えば、今、部長がおっしゃつたように、契約書そのものが何法に基づいて作成されたものであるかということ自体もはつきりしない場合もあると、いうお話をございましたが、契約書の中に、この契約に関する紛争は何法において判断されるべきであるといつぶつうな一項が入つてゐるのがほとんどの国際商取引の契約であります。契約書にそのような明記がされているにもかかわらず実体的な、今おつしやつた例えれば船舶の事件でございますと、どこの国の海域で事故が発生したのかとかあるいは船籍はどこの国なのかといふことなどあるべきであるといつぶつうな一項が入つてゐるのがほとんどの国際商取引の契約であります。

つまり、さまざまの国の法律がそこに介入していくわけでございまして、今、部長がおっしゃつたように、準拠法は一体どの法律なのかといふことも判断基準にされますし、全く準拠法と簡単に片づけてしまつことができない状況である。

つまり、さまであるべきであるといつぶつうなことは、裁判所が管轄裁判所であるかといふことでもあるべきであるといつぶつうなことは、裁判所の裁判の対象になつてくるという時代に、日本においては外国法事務弁護士あるいはは外国弁護士に自國法しか扱わせないといふ考え方があると同時に、そうしたかたくな姿勢でいる我國の法曹界といいますか、まあ日弁連のことは

す。世界にまたがる私的な民事紛争を解決する裁判所というのはないわけです。したがいまして、国際仲裁といふのがいろいろ活用されるわけでございます。これは当事者の合意に基づきまして仲裁人を選んで自由に手続法も定めて進行するといふことでござりますので、いわば裁判手続にかかる紛争解決法としては国際仲裁という形が非常にとくとばれるわけでございます。

したがいまして、そのときの準拠法というのが非常に説明が難しいという場合がたくさんあると、いうことを申し上げさせていただきます。

○益田洋介君 大変これからは大きなテーマとしてこの準拠法の判断というのが検討されていかなければいけない時代になつたというふうに考えております。

益田洋介君の御意見があることは承知しておりますが、准拠法といいますか適用されるべき法律になります。これが裁判所へ行つたりあるいはほかのそういう公的なところで紛争を解決するんと、多分日本の民事訴訟法でありますとか商法が適用されるということで、我々国内におります場合は余りそういうことを、准拠法なんということを意識しないでも日本法の実体法と日本法の手続法で行動が律せられるという、こういつふうに思うわけでございます。

ところが、国際仲裁事件なんかになりますと、実はこれが非常に難しうございまして、先ほど申し上げましたのは、国際仲裁事件なんかでは実体準拠法が一体何なのか。実はもともと当事者の合意、契約なんかをもとにしている場合が多うござりますので、一体これは何法を適用すべきか、そのもとになった契約本体が何法に基づいてやつたのかというのがしかも明確でない場合があるわけです。

また、国際商取引なんかにおきましては、そんなにこの国どこの国という法体系を意識しないで、世界に共通のいわば商慣習的な体系があつたりするものですから、これは果たして実体準拠法がどここの国だと言い切れないのであります。また、国際仲裁事件に限りませず、いろいろなそういう国際的な問題におきましては、一体どこの実体準拠法といいますか、どこの国の法律が争われるということがよくござります。

益田洋介君の御意見があることは承知しておりますが、准拠法といいますか適用されるべき法律になります。これが裁判所へ行つたりあるいはほかのそういう公的なところで紛争を解決するんと、多分日本の民事訴訟法でありますとか商法が適用されるということで、我々国内におります場合は余りそういうことを、准拠法なんということを意識しないでも日本法の実体法と日本法の手続法で行動が律せられるという、こういつふうに思うわけでございます。

したがつて、世界の趨勢が果たして第三国法を認める趨勢なかどうかといふのはもう少し冷静に検討してみないといけないんじゃないいか、かように思つておるところでございます。

○益田洋介君 半分ほどしかお答えしていただかなかつたのですが、準拠法についての考え方をお願いできますか。

○政府委員(永井紀昭君) 失礼しました。

准拠法といいますのは、ある法律事件について

大分肩を持たれていらっしゃったようではございませんけれども、そういう状況は早晚もう容認されなくなってくる。そういうふうに私は懸念をしているところでございます。

ところで、今回の法改正におきまして、国際仲裁の代理人として外国法事務弁護士及び外国弁護士を充てることができるという改正になつたわけですが、仲裁人についてはどのような判断をされているのか伺いたいと思います。例えば、外国法事務弁護士が国際仲裁の仲裁人として選任される可能性はあるのか、あるいは外国弁護士が当事者間の合意によって仲裁人に選任されるということを日本の法律で認めようとしているのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○政府委員(永井紀昭君) 建前でいきますと、弁護士法第七十二条によりまして日本の弁護士以外の者は業として報酬を得る目的で仲裁を取り扱うことが禁止されているわけでござりますから、外国法事務弁護士でない外国弁護士も法の規制を受けるということが出てくるわけでございます。

ただ、個別の仲裁事件において、当事者の委託を受けまして單純的に仲裁人になることは全く禁止されておりません。現に弁護士以外の専門家が仲裁人となつている例もございまして、この点については実際上の支障はございません。したがいまして、これはむしろ、例えば外国法事務弁護士があるいは外国弁護士が日本の国際仲裁機関に仲裁人としてなられるというケースはございますし、またこれは何ら差し支えないと解釈で考えております。

○益田洋介君 そうしますと、今の御説明ですと、弁護士法第七十二条の規定というのはもう既にこれは死文になっているというふうに解釈してよろしくございますか。

この条文を読みますと、「弁護士でない者は、一般の法律事件に関する鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることはできない。」この規定は誤りですか。もつ死文となつた

わけですか。それとも、今回の外国法事務弁護士、外国法事務弁護士はこの七十二条の規定の中の弁護士に相当するのかどうかもまだはつきりしないわけございますが、特に明らかなるのは外国の弁護士、つまり外国法事務弁護士でない外国の一一般の弁護士についても、周旋、あつせんあるいは国際仲裁に限つてといふ言い方かもしれないが、これは七十二条の例外的な事項というふうに考えてよろしいんでしょうか。

○政府委員(永井紀昭君) 結論的には委員の御指摘のとおりでございます。

この国際仲裁というものの非常な特殊性、それから現実的なニーズということから、外国法事務弁護士でない外国弁護士も我が国に来て国際仲裁の代理人となるということで、特に七十二条の例外ということで今回の改正になつたわけでございます。

ところでその前に、一般的に七十二条は既に死文化したのかと、こういうことを言われておりましたが、七十二条自体は決して死文化しているわけではありません。特に、国内でも時々事件が起きますが、弁護士でない方が弁護士の名前をかたつたり、あるいは弁護士の事務員であると称して事件をいろいろ周旋したり、事件を自分がやつてみたりとか、専門家でない方がそういうことを取り扱うという、要するに非弁活動と言つておりますが、そういうことは取り締まつていかなきやいけないと、これはどこの国でも同じように思ひますので、七十二条が一般的に死文化したこと、こういうふうには私ども考えております。

○益田洋介君 そうしますと、今の御説明ですと、弁護士法第七十二条の規定というのはもう既にこれは死文になっているというふうに解釈してよろしくございますか。

この条文を読みますと、「弁護士でない者は、

うち話でありましたか、最終的に私は、国際仲裁が、さらに調停を不服として、結果として訴訟に追いつ込まれた段階で、今度は外国法事務弁護士及び外国弁護士が裁判所において弁論権を与えられないわけございますが、特に明らかなるのは外国の弁護士、つまり外国法事務弁護士でない外国の一一般の弁護士についても、周旋、あつせんあるいは国際仲裁に限つてといふ言い方かもしれないが、これは七十二条の例外的な事項といふふうに考えてよろしいんでしょうか。

○政府委員(永井紀昭君) 結論的には委員の御指摘のとおりでございます。

この国際仲裁というものの非常な特殊性、それから現実的なニーズとすることから、外国法事務弁護士でない外国弁護士も我が国に来て国際仲裁の代理人となるということで、特に七十二条の例外ということで今回の改正になつたわけでございます。

ところでその前に、一般的に七十二条は既に死文化したのかと、こういうことを言われておりましたが、七十二条自体は決して死文化しているわけではありません。特に、国内でも時々事件が起きますが、弁護士でない方が弁護士の名前をかたつたり、あるいは弁護士の事務員であると称して事件をいろいろ周旋したり、事件を自分がやつてみたりとか、専門家でない方がそういうことを取り扱うという、要するに非弁活動と言つておりますが、そういうことは取り締まつていかなきやいけないと、これはどこの国でも同じように思ひますので、七十二条が一般的に死文化したこと、こういうふうには私ども考えております。

○益田洋介君 そうしますと、今の御説明ですと、弁護士法第七十二条の規定というのはもう既にこれは死文になっているというふうに解釈してよろしくございますか。

この条文を読みますと、「弁護士でない者は、

いうことは、依頼者にとつても裁判所にとつても利益とならないという考え方にしておあります。これはそれ自体、どこの国でも同様に、法廷に立つて、外国法事務弁護士が訴訟代理人となることを禁止しております。

これはそれで、御承知かどうかわかりませんが、イギリス法の法体系、司法制度におきましては、基本的に法廷弁護士と事務弁護士と二つに分かれています。アメリカではこれは一体化したわけでござりますが、法廷弁護士というのは法廷弁論を中心とする業務としているわけでございますので、この点もやはり将来我が国において検討課題になつてくる問題だと思います。

それから、御承知かどうかわかりませんが、イギリス法の法体系、司法制度におきましては、基本的に法廷弁護士と事務弁護士と二つに分かれています。アメリカではこれは一体化したわけでござりますが、法廷弁護士というのは法廷弁論を中心とする業務としているわけでございますので、例えばイギリスの法廷弁護士の法律的な知識とかあるいは法廷弁論の手法であるとか技術といふものなどをどうしても日本の裁判所で生かしてもらいたいという場合には、法廷弁護士は法廷弁論が主たる業務ですので、法廷弁護士の意味がなくなつてしまつた御趣旨かと思います。現在の外弁法においては、裁判所における訴訟代理人としての活動は民事訴訟法等の我が国の法律によって律せられておりまして、手続法等を熟知していなければ法事務弁護士にこういった法律事務を行わせるとあるわけでございます。

さらに一方では、新法の三条第一項において、法律事務手続について、裁判所、検察官その他の手続の代理及びその文書の作成については外国法務弁護士及び外国の弁護士については許可をしていないということでございますので、この点に関しましては、例えば英國の事務弁護士は全くその仕事がなくなってしまう。事務弁護士というのは、訴訟手続でござりますとか事前協議ですとか、そうしたことを中心たる業務にしているわけでございます。法廷弁論もできない、事務手続もできない、そうした見方からすると、一体それじゃ何を今の日本の法律は改正を繰り返しながら外国の弁護士に付与しようとしているのか。さらには、日本の法律についてアドバイスを受けたいから日本の弁護士を雇用しようとなれば雇用を許さない。これではがんじがらめになつて、手かせ足かせをかけられて全く本来の弁護士活動を外国の弁護士はすることが許されていないじゃないか。全くこれでは自由化がなされていないか。規制のかけ過ぎじゃないか。緩和の糸口さえ見えない。

弁護士の仕事の中で法廷弁論と事務手続が許さ

れていないということになれば、一体それじゃ何

をすればいいのか、そういう判断に皆さん、外國

の弁護士の方は苦しんでおられて、したがつて外

国法務弁護士というのは何の権限もないから資

格の申請もするの

くないです。

ですから、これは非常に時代に逆行していく、

むしろ冒頭申し上げたように、昭和二十四年の弁

護士法のあの時代に返るのが日本の本來の姿では

ないか、國際社会の中での法曹界が認められ

る日本の姿ではないか、このように考えますが、

法務大臣、御意見いかがでしょうか。

○國務大臣(長尾立子君) 先ほど、我が国におけ

る規制緩和問題、こういった法務行政の分野につ

きましての基本的な考え方を申し上げたところでござります。

日本法に関する法律事務を外国で資格を得て

いる弁護士の方に開放すべきであるという委員の御意見であるかと思うわけでございますが、諸外国におきましては、やはりその国の法律について事務弁護士及び外国の弁護士については許可をしていない、また特に手続法について熟知をしている、またその国の言語というものについての障害等々を考えますと、同じ形で日本におきましても、やはりその国の法律についての弁護士活動を認めていくことができるかどうかということにつきましては大変に難しい問題であるかと思つておきます。

弁護士の業務は、大学におきます専門的な勉強の上に、國が行います専門家としての試験を課しまして、かつその後二年間の研修を義務づけました後に弁護士資格を付いたしていけるわけでござりますが、これは国民の法律の中におきます権利を守つていただける、こういうことの担保としてこのような厳しい資格制度を持つておられるわけでござります。そういう権利を守るという大きな要請から考えますと、一つの制約があるということは私はやむを得ないことだと思っております。

しかしながら、一方におきまして、国際化社会の中で現在の規制のあり方がもちろん万全である

といふに申し上げているわけではないわけですがございまして、例えば外國の弁護士と日本の弁護士との共同事業、これはある意味では前回の改正におきまして緒についたばかりでござります。

こういった実態を十分に踏まえまして、私どもはこういう規制緩和という大きな課題の中でどう

いう解決が国民の権利を守るという見地から最も望ましいものであるか、考えさせていただきたい

と思っております。

○益田洋介君 ありがとうございました。

厳しいハードルを乗り越えて法曹資格を得ると

いう大臣のお話でございましたので、日本の法曹養成制度について若干政府のお考えを伺いたいと

思います。

現在司法試験合格者の数が七百名になりまして、非常に狭いながら受験生に若干門戸が開かれていますが、私は個人的に、諸外国の法曹養成制度と日本の現行の制度とを比較してみましたが、これはイギリスの場合には受験の回数制限を古くから設けておりまして、これは三回挑戦して四回目にうまくいかなかつた場合は司法試験の受験をあきらめてくださいよというふうな制度でございます。簡単に申しますと、

といいますのは、イギリスの場合は、アメリカのアーチーに相当するソリシターという事務弁護士が相当数おりますが、いわゆるパリスターと言われる法廷弁護士は数が非常に少なくて、そして試験に四百五十人程度、多い年で五百人程度しか毎年合格しないわけでござります。かなりそういった意味では狭き門でありますので回数制限を設けて、何回でも挑戦して周りの方、家族の方に不安ですか負担をかけることも社会的には不利益であろうと。むしろ、司法試験に何回か挑戦するほどの意志の力とまた勉学に対する姿勢のある受験生であるならば、法曹界でなくてもほかの世界に行つても十分に才能を発揮できるような人材ではあるまい。

そういう方は、司法試験というのは別に優秀であるから、有能であるから合格するということではないというふうに私は個人的に考えておりまし

て、むしろ受験のテクニックといいますか、私もそういう経験を経たわけでござりますが、そういつたものに要するに向き不向きというのがある

のではないかと。であるならば、ほかに十分な才能を持ちながら、たまたま司法試験制度という受

験のタイプに向いていないために何年も時間をかけて空費をしてしまうということは社会的な損失であるうと。

むしろ、そうしたほかの面で才能のある方は違

う分野に早目に行つていただいた方が社会的な利益につながるのではないかと。その分野で力を発揮していただいた方が社会的にはトータルな意味

では利益につながるのではないかというふうな考

ましたときに、やはり試験をいたずらに受験生の回数制限という制度の背景にあったというふうに伺っております。

この件につきましてどのようにお考えか。年齢制限を設けておられますか。これは年齢といつのはちょっとまた考え方が違うと思いますので、私は日本にも回数制限を設けるべきではないか、その方が皆さんはハッピーなのであるまいと、そのように思つておりますが、この辺についてどういうふうな御見解か、法務大臣、よろしければお答え願えますか。

○國務大臣(長尾立子君) 司法試験問題につきましては、今、委員から御指摘がございましたように、欧米の主要国におきましては受験回数を二回とが三回、こういった制限をしているところが多いというふうに承知をいたしております。

我が国におきましても、今、委員がおっしゃいました御見解、まことにごもつともであると思つたが、この二回、こういった制限を二回とが多いために、こういった制限をしておられます。

われわれがイギリスの法曹養成制度、特に司法試験の回数制限といつ制度の背景にあったといつふうに、受験回数を制限するということによりまして、有為な人材が社会のいろいろな分野で活躍をしていただく、こういうような多様な選択肢を考えていただくということは一つの御提案としてあると思つております。

法曹養成制度等改革協議会、ここでこの司法試験についての御検討をいただいたわけでございますが、その御意見の中におきまして、受験生に今のお話のようない転身の機会を与えるというような観点から、受験期間を五年間に制限をしてはどうかというようない御意見、それから法曹の質の確保という観点から、受験回数制限といつ方法に限らず受験歴を考慮した選抜方式を採用してはどうかというようない御意見があつたわけでございま

ていく中でなお検討させていただきたい、このよう考へてあります。

○益田洋介君 ありがとうございました。

それでは、同じテーマにつきまして裁判所の御意見をお伺いしたいと思います。

全体の司法試験の合格者数を決めるに当たつて、当然のことながらこれから法曹三者がそれぞれ将来の人員計画というものについてのお考へを持ち合つて決めていかれると思ひます。七百名が果たして適正な合格者数であるかどうかといふことでもまた将来的に、今実験段階だといふうに思ひますので、見直していかなければならない。例えば、千名であるとか千五百名であるとかいう数字が適正であるというような御意見もあるかに伺つておりますが、裁判所としては今後の裁判官の人員計画をどのようにお考へか。

特に、裁判官もさることながら、今回、住専問題が今国会の焦点になつてゐるわけでございます。きょう、別の院では予算が通過するやに伺つておりますが、これはまだ住専の不良債権処理問題の入り口部分の議論でございまして、今の段階から出口の部分、つまり債権を保全した後にいかに処分するのかという問題を今から検討しておかないと、またつけ焼き刃的に慌てふためいて十分に検討されない法案を通さなきやいけないようないふうに私は考へるわけでござります。

やはり、競売というのが出口でございますので、競売の手続のための裁判所の書記官が大分不足しておるということです。書記官の数それから質の向上についてのトレーニングといったものについて相当準備をしておかないと、巨額の不良債権の処分に当たつて出口の部分で今度はつまずいてしまふのではないかというふうな気がいたしておりますので、法曹養成制度にあわせて、裁判所のこうした人員の将来的な配置についてのお考へをお伺いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(堀籠幸男君) まず、法

曹人口の問題につきましては、先ほど法務大臣から答弁がありましたように、法曹養成制度等改革協議会の意見書を踏まえましてこれから法曹三者で協議していくわけでござりますが、その中で

は、中期的には年間千五百人程度の増加を図り、まずその前提として千人というよくなことが多數意見になつておりますので、そうした意見書を踏まえまして誠実に協議していきたいというふうに考えております。

それから、裁判官の増員の問題につきましては、事件の動向等を踏まえまして、できるだけ裁判官にふさわしい方をたくさん採用したいというのが私どもの考へているところでございます。

それから、執行事件の点につきましては民事局長の方から答弁いたします。

○最高裁判所長官代理者(石垣君雄君) 委員の方から住専問題についてお触れになりましたが、一

番中心的な問題は不動産の執行事件ということになりますが、現在抱えております執行事件の問題点というのは十分承知をしておるつもりでございます。事件が大変高水準で推移をしておりまして、一方でまたバブル期の取引の影響もありまして権利関係が非常に複雑に錯綜しているというような問題もございまして、労力を大変要するという状態になつております。

そこで、裁判所としましては、これまでも事件の急増した所に職員を増員するという施策をとつてまいりましたが、例えば東京地裁の執行部の職員につきましては、事件が急増する前の平成三年四月には書記官、事務官等は合計で三十九人でございましたが、平成八年の四月には、書記官二十人、事務官四名を増員したのを含めますと現在では九十四人ぐらの体制になつておるところでございます。

同様に、大阪についてもかなりの増員を図つて

いるところでございますが、委員から、特に事件

が必要になるといふには考へおりません。

それから、受け入れ体制の点でございますが、

先ほどもお話し申し上げましたとおり、現在、仲

裁機関として社団法人であります国際商事仲裁協

会、それから同じく社団法人であります日本海運

集会所等が活動しているところでございまして、

当面、この改正の実施のために組織面等で手當

が必要になるといふには考へおりません。

それから、各組織ともできるだけ多くの国際仲裁裁

むしろ、各組織ともできるだけ多くの国際仲裁裁

が来るところを願つておると、そういうことを聞

件を担当する書記官を集めた研修を計画し、また民事執行事件に関する裁判官、書記官の協議会なども開催をしているところでございます。

今後とも、事件数の動向に応じて増員等の適切な対策を講じていきたい、こういうふうに思つております。

○一井淳治君 本件の法案を実施した場合に、我が國あるいは我が国の関係者にどのような利点と申しますか? 利益をもたらすのか、それからまた、この法律は非常に特殊専門的な問題でありますから、この法律を実施する受け入れ体制がちゃんとできてるのかどうか、その点についてお伺いします。

○政府委員(永井紀昭君) 我が国は国際仲裁はほのかの主要国と比較いたしますと活発でない、こういう指摘がされているところでござります。その要因といたしましては、言葉の問題でござりますとか、あるいは物価、経費等が高いとか、あるいは基本的に我が国がフェアーアイーストと言われる、いわば欧米から見るとやや離れたところにあるとか、いろいろなこういう問題もありますが、その中で一つ、代理の問題も指摘されてきたところでござります。今回の改正によりまして、外国の弁護士も日本に来てやれるということになりますとやはり活性化をする一つの障害を除いたという面ではよくなるのではないかというよう期待しております。

また、今回の改正によりまして特にマイナスになることはちょっとと考えられないところでござります。

そこで、裁判所としましては、これまでも事件

が、この問題になつてある資料を海上保安庁の方から公安調査室に提供されたという事実があるのかどうか、まずお尋ねいたします。

そこで、海上保安庁の方にお尋ねしたいんです

が、この問題になつてある資料を海上保安庁の方から公安調査室に提供されたという事実があるのかどうか、まずお尋ねいたします。

○説明員(小原正則君) 公安調査室の方に資料を

お渡しましたと、事実でございますが、その中に、国産米でありますとかそういうようなこ

とに関しての事実を海上保安庁が把握したとかあ

るいはその存在をうかがわせるとか、そういうた

よくなものについては一切ございません。

○一井淳治君 海上保安庁の職務とすれば、積み荷の内容、そういういたものについても調査をされたりあるいは一応の状況を把握するとかいうこと

もなさるんですか、どうなんですか。

○説明員(小原正則君) 海上保安庁は、海上保安

法に基づきまして犯罪の予防でありますとか、

そのほか海上の安全にかかる一切を任務といた

しております。したがいまして、船舶の動静の把

握でありますとかそういうことを行つたために、

そういう関連情報を収集するというようなこと

は実施しております。

○一井淳治君 これは農水省の食糧庁が確保して

いるお米だと思ふんですけど、米が内地米か

外米かというような調査はされるんですか。

○説明員(小原正則君) 私どもは、先ほど申し上

げましたように、犯罪の予防でありますとかそのほか海上の安全の確保に関することを任務として

ております。

○一井淳治君 きょうは海上保安庁の方がお見え

であると思いますのでお尋ねしたいと思います。

衆議院の予算委員会で米田議員が、朝鮮民主主義人民共和国へ日本から提供した第二次援助米につきまして、これが緊急輸入米ではなくて五万三千八百トンの国産米を送ったんだという趣旨の質

問をしておられます。この質問の資料は、米田議員の御説明によりますと、海上保安庁が確保したものを、入手されたものを公安調査室に提供され

て、公安調査室の方から米田議員が入手したんだ

といふに言われておるところでございます。

おりますことから、その米の産地がどこでありますとかということについては関心のない事実でございまして、たまたま調査している過程におきまして参考事項として知り得たものについては、そういう報告を現場から受けたということはございません。

保安庁から関連資料の提供を受けておりまして、今回の我が国から北朝鮮への支援米を輸送する帆船につきましても同様に海上保安庁から資料の提供を受けました。ただ、この資料の中には北朝鮮への支援米に国産米が含まれていたとの趣旨の記載はございませんでした。

でございまして、その後調査を開始した、こうしたことなどござります。

○一井淳治君　具体的にはどのような調査をされていますか。

○政府委員(杉原弘泰君)　今申しましたように、北朝鮮船舶の出入港状況につきましては海上保安

○政府委員(杉原弘泰君) その点につきましては、先ほどお答えしたとおりでございます。○一井淳治君 この論議されている時期なんですがけれども、今まさに与野党の間で激しい政治的な攻防が展開されておるわけでありまして、その議

○一井淳治君 本件についてはどうなんですか。もう一遍お尋ねしますが、本件についてその種のものを公安調査庁に提供されたんですか。

公安局職員が何らかの資料を渡したかどうかなど、いう点につきましては、部内で調査を進めておるところによりますと、現在までのところそのようないいふことはございません。(さういふことはございません)。

所から資料の提供を受けしておりましたので、そろ  
いつた資料の保管状況、入手状況、そしてそれに  
かかわった関係職員からも何度かにわたって事情  
を伺つておきました。

論の中には 加藤幹事長が米支援に賛成している  
ことがどうかとか、幹事長の証人喚問とかそういう  
うふうな問題も一緒に出てまいりまして、まさに  
この大問題が文春の題にされようになつてゐる

○説明員（小原正則君） その米が國産米であるとかなんとかといったようなことに関して、公安調査庁にお渡ししたような事実は一切ございません。そもそもそいつた資料を私どもは把握してございません。

○一井淳治君 公安調査庁の方でもこの問題については十分御調査をされたと思いますので質問をさせていただきたいと思いますけれども、米田議員も墨拳を勝ち友ひてこれらた一かどの議員でござ

○一井淳治君　これはどちらかが事実じやないことを言つてゐるということなんです。これはどちらも正しいということはないんです。というのことは、事実関係は一つですから。ですから、米田眞理子が公安調査庁から入手されたというのが真実でありますのかどうかという、これは二律背反、どっちかが正しか、どっちかがまうそだと、うふうになつたのです。

○一井淳治君、そうすると、一応今のところは、そういう事実、米田議員が持つておられる資料を提供した事実はないけれども、またさらに調査をしておつたら変わったと、いうことが出てくるんですね。というは、米田議員に提供したという事実が出てくる可能性があるんですか、どうなんですか。

この米問題が政争の具にされ、なんらかして不透明な形であります。そういうものの原因となる資料があるべき行政機関から出てきたらいけないわけですね。非常に世論に対しても誤解を与えますし、こういうふうなことが起つてはいけないと思いますけれども、その点についてどのようにお考えでしょうか。

さいますから、いいかけんな質問をされていないと私は思います。そして米田議員自身、これは公安調査庁から入手した資料なんだというふうにはつきり言つておられるんですね。そうすると、どうも公安調査庁からその資料は出たんじゃないかというふうに思われるがこれは必然になつてくるんですが、どうなんでしょうか。公安調査庁

そういう本的に大切な問題ですから、だからへ  
安調査庁の方も、もう相当前からこの問題は出て  
きておるわけですから厳重に調査されたと思うん  
ですけれども、いいかげんな調査じゃなくて、例  
えばいつごろからどういう調査を始められていて  
そういうこともあわせて御説明いただきたいと思  
つくると思うんです。

○政府委員(杉原弘泰君) 先ほどお答えいたしましたとおり、米田議員が過日の、四月九日の衆議院の予算委員会で提示されましたまさにその資料、つまり北朝鮮への支援米に国産米が含まれていたという記載のあるその資料、その資料につきましては、先ほど申しましたとおり、私ども公安調査庁が公安調査庁としてそれの作成に関与した

の点はまさにそのとおりであると思つております  
て、私ども公安調査庁の公務所としての信頼を確  
保する意味でも私どもの御指摘の問題について  
は大変重要な問題と考えておりますので、真剣に  
対処、対応しているつもりでございます。  
○一井淳治君 それじゃ、この質問は終わらせて  
いただきます。

○政府委員(杉原弘泰君) お答えいたします。  
でも御調査されたと思いますけれども、この資料を提供されたのかあるいは盗まれたのか、その辺はどうなんですか。

○政府委員(杉原弘泰君)　ただいまの御質問は  
この北朝鮮の船舶に関する調査をいつころか、  
ます。

こともありませんし、それからまたその提供をして  
たという事実もないということは先ほど申し上げ  
たとおりでございます。

この本件の法律の案をおづくりいたく過程におきましては、法務省と日弁連との間で平成四年に外国弁護士問題研究会を開催されるとか、あるいは平成六年に国際仲裁代理研究会を発足させる

私ども公安調査庁におきましては、ただいま問題になつております北朝鮮への支援米に日本産米が含まれているという趣旨の資料、情報というものは一切手仕舞ひをしません。したがふとして、米

○一井淳治君　田代議員のこの質問に関する資料、その点に絞つてです。

員会で提示されたその資料とは別に、公安調査片が海上保安庁から提供を受けているその資料、それが保管の状況につきましては今調査中であります  
が、現在までのところ、それが外部に提供されなか

田議員が衆議院の予算委員会で御指摘になりました資料が当庁の提供によるものであるということはあり得ないということをまず最初に申し上げたいと思います。

○一井淳治君 米田議員のこの質問に関する資料、その点に絞つてです。  
○政府委員(杉原弘泰君) 質問に関する資料についての調査、つまりその資料が私どもから出たかどうかについての調査という御質問でござりますが、

員会で提示されたその資料とは別に、公安調査庁が海上保安庁から提供を受けているその資料、それが保管の状況につきましては今調査中であります。が、今までのところ、それが外部に提供されたという事実はないということを申し上げておきます。

○一井淳治君 そうしたら、ほぼ一〇〇%ないと考えていいんですか。ほんとうより、第一に、米田議員がお持ちの資料は公安調査庁からは絶対に出でていないと、そのようにお聞きしていいんで

第三部 法務委員会会議録第六号 平成八年四月十一日【參議院】



国際商事仲裁と言つたりあるいは国際仲裁という表現をするんですが、いろんな定義づけが、必ずしも一義的に世界共通のものがあるわけじゃございません。ただ、幸いなことに、世界各国のいろんな条約でありますとかそういうものを見ますと、少なくとも本拠地がその国外にある人が当事者になっているということころは相当共通性を持つております。

したがいまして、今回の研究会等におきましても、できるだけこれを客観的なものでわかるようにしないといかぬだらうという報告書が出ております。そういう関係から今回の改正法におきましては、世界的にも相当コアの部分として認められております考え方すなわち「当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者である」というこういう言い方で、できるだけ客観的につきやすく定義をしようという考え方からこういう定義づけをしたわけでございます。

○橋本教君 実際の扱う具体的な問題として、外

国弁護士の場合は、「その外国において依頼され

又は受任した国際仲裁事件の手続」、こういう規

定の仕方がござりますね。

そこで、ここで言う「外国において依頼され又

は受任した」という規定の仕方をする必要性がど

こにあつたのか。このことは、いわゆるトリップ

ビジネスとの関係でこういう規制がどういう合理

性を持つと考えていらっしゃるのか。この点はい

かがですか。

○政府委員(永井紀昭君) 「外国において依頼さ

れ又は受任した」という文言が今回の五十八条の

二という中に入っております。

このように限定を加えているわけですが、この

ような限定を加えましたのは、そもそも今回の改

正が我が国を活動の本拠として国際仲裁代理だけ

を行いうる特殊な外国弁護士の制度を設けるも

のではないという前提がございまして、あくまで

国際仲裁の特殊性といいますか必要性なども考慮

して、こういう外国で活動しておられる方が日本

に来られて国際仲裁代理を行つていただくという

ことが国際的なハーモナイゼーションからも非常に望ましいという観点から考えられたわけでござ

ります。

このような限定を加えましたのは、そういう意

味で、我が国で本拠地を構えてそこで一般客を募

集するという、そういう形態は避けたいという問

題と、それからもう一つは、その国において、業

務を従事しておりますその外国において依頼さ

れ、または受任した場合におきましては、その国

の弁護士会等による実効的な規律監督が及んでい

ます。

○橋本教君 その点に関連をして、私はそういう

意味での規定の仕方は合理性を持っていると思う

のですが、もう一つ合理性を持つ必要があるの

は、今、永井さんがおっしゃったわゆる非弁活

動に対する規制をこれはやっぱり考えておかなく

ちゃならぬ。

日本弁護士連合会の場合は自治権を持っていますから、自治機能として、弁護士の品位及び職

責の社会的責任を果たす上で懲戒ということにつ

いては実質的な機能を持つわけですね。ところ

が、外国弁護士の場合は日弁連のそういう機能が

直接に及ぶわけじやありません。しかし、この国

際仲裁手続等の関係でいわゆる範囲を超えた

うことになりますから、いわゆる非弁活動日本

の弁護士以外の者が制約を受ける、そいつたこ

との関係で、外国弁護士の場合であつてもこの

国際仲裁手続等の関係でいわゆる範囲を超えた

ことになりますから、いわゆる非弁活動日本

わけですが、大臣も先ほどおっしゃったように、これからいろいろな意味で国際化といつつの要請がある。それと同時に、我が国の司法制度の根幹は守つていかなければならぬというこういった問題もある。そういうことでこれから多くの問題がまだ議論をされていくわけです。

例えは三月二十九日の閣議決定を見ましても、今後は外国弁護士による日本人弁護士雇用の問題も議論しようではないか、あるいはまた、外国法務弁護士の職務経験要件を緩和するという議論もあるが、これも検討しようじゃないかといったようなことで、第三国法の扱いも含めてまだまだ緊急課題がこれからあるということになつてゐるわけですね。

日弁連も積極的にこういつた問題については対応していく姿勢を持つておりますけれども、我が国のこれまでのよき慣行として、あるいはこれが日本の課題を国民的コンセンサスの上でやつていくという、そういう課題をやつしていく上からも法曹三者なり法務省と日弁連との協議はしっかりと尽くしていくという、こういう方向は今後とも堅持をしていただきたいということを私もせひお願ひしたいと思つておりますが、大臣の御意見はいかがでしょうか。

○國務大臣(長尾立子君) 先ほども申し上げたところでございますが、国際化という大きな課題の中で、こういった法曹分野におきましても規制緩和問題、真剣に検討していかなければならぬ問題だと思っております。しかし、この点に関しましては、やはり日本の置がれました今までのいろいろな歴史的経緯、それから現実に国民の皆様からのお願い、國民の皆様の権利がきちんと守られるかといったさまざまなお見解から検討が同時になされなければならないわけでござります。

今 委員からは、法曹関係者三者の十分な協議の中でこの問題の解決の方向を探つていくようういう御指摘でございまして、この点につきましては私も同様に考えております。

○橋本敦君 ありがとうございました。  
法案と離れますか、この機会に、裁判所にお越しいただいておりますので、一、二点質問させていただきます。

実は、サリンの裁判の問題であります。が、四月に入りましてよいよ麻原被告に対する公判が開かれると、このことの一層関心が高まり、またこのオウムの許せない犯罪についての眞実の解明という国民的期待も高まっておりまして、裁判の傍聴に対する関心が非常に高いわけです。

それで、今まで開かれた公判でもできるだけ広い法廷で、開かれた裁判として、国民に対しても憲法も保障しております。よくな公開の原則を守りながらやつていただきということで、特段の努力をお願いしたいと思うのですが、傍聴券を求めて長蛇の列ができるわけです。そういうことで裁判所も大変な御苦労を願つておると思うんです。

ここで私が特にお願いしたいのは、地下鉄サリンあるいはこれから松本サリンも出てまいりますけれども、被害者の皆さんが公判を傍聴したいと

いう関心が非常に高いわけです。そういうことについて被害者に対して、幾らの枠をいただければはかりません。かはともかくとして、特別の傍聴券を枠としてつくつていただくというような御配慮が特段の配慮としてお願いできないだろうかという要望が大きくなるわけです。この要望は、これは本当にかなえてあげないと私は思つんです。

地下鉄サリンの被害者の皆さんにとっては、こ

の事件といふのは本当に深刻な問題です。同時に、開かれた法廷を通じて、みずから被害者になり、あるいは夫を失い、子供を失つた被害者が、

真実の解明を裁判所でどう進めていくか、まさに

見定めていきたいというのは、これは人間的な要望でもあるし、そしてまた同時に、被害者の皆さんにとっては権利と言つてあげてもいい大事な課

題だと思います。ところが、あの長蛇の列ではこれはどうにもならない。

こういうことで、裁判所として被害者の皆さんに対する傍聴のあり方について特段の御検討をいたがないだろうか。そういう検討をいただけならば、半分よこせとか何十人よこせとは決して言わないわけです。から、被害者弁護団との協議を通じて適正な範囲において協議をさせていただい、秩序正しく傍聴ができるようにしておるという希望があるわけです。こういった希望をぜひ私は入れてあげていただきたい、こう思つておりますが、裁判所としていかがお考えでしようか。

○最高裁判所長官代理者(高橋省吾君) 傍聴希望者が極めて多数になることが予想される事件につきましては、傍聴機会の公平を図るために傍聴券を抽せんする方法をとるのが通常であります。被害者などその事件と特別の関係を有する者から事前に傍聴の希望があつた場合には、特別傍聴券を交付して優先的に傍聴席を割り当てるというのが実情であります。

具体的にどのような場合に特別傍聴券の交付を

認めるかどうかということにつきましては、これは傍聴席の数でござりますけれども、これは個々の事件ごとに、法廷の大きさ、あるいは予想される一般傍聴希望者の人数、優先的に傍聴を希望している者と該当被告事件との関係、あるいは希望の理由などいろんな事情を考慮しまして、その事件を担当しております受訴裁判所が判断しているところでござります。

したがいまして、必ずしも優先的に傍聴を希望している者の要望がすべて認められるというわけではありませんけれども、そのような考慮のもとで、特定の傍聴希望者に優先的に傍聴を認めることが相当である、このように判断した場合に

は、必要と判断した数の特別傍聴券の交付を認めている、こういうのが実情でござります。

オウム真理教連事件におきましても、被害者及び被害者の遺族等から裁判所に對して事前に傍聴の希望が出された場合には、受訴裁判所が、先

ほど申し上げましたようないろんな事情を考慮しまして、特別傍聴券を交付するかどうかを判断することになると思われます。

実際に、東京地裁におきましても、中川智正被告人の坂本弁護士一家殺害事件の審理、これはこの三月十二日の第四回公判ですが、その事件と、それから早川紀代秀被告人の同じ坂本弁護士一家殺害事件の審理、これはことしの三月二十七日の第四回公判ですが、その事件としては被害者の遺族に対してそれぞれ二席の特別傍聴券が交付されたと聞いております。

○橋本敦君 わかりました。  
今後とも、今おっしゃつたような要要求、申し出によつて具体的な判断として特別傍聴券を出していただくという、そこのところを続けていただきたいことと、今おっしゃつた二席というのが、これが私は可能であるならば、法廷の広さその他あるいは事件の性質によって幅を持たせていただき、できるだけ要請にこたえてやつていただきよう御検討をお願いするということで質問を終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(高橋省吾君) 結局、先ほど申し上げましたように、いろんな事情を考慮しまして受訴裁判所の方が適正に判断してくれるものと考えております。

○田英夫君 既に同僚委員から多くの御質問があ

りましたので、重複は避けたいと思います。

この問題については、私が長いこと国際問題に取り組んできた感覚からいえば、遅きに失したんじやないかというのが感想であります。したがつて改訂に至る経緯ももう中原委員の御質問にお答えになりましたので触れません。

実は私ごとですが、先週中国の北京に参りました

て日中民間人会議というのに出たんですが、たまたま中国の司法部長、つまり法務大臣にお会いする機会がありました。食事をしながらの雑談ですが、から、会話ですから、話はいろいろありましたけれども、その中でまさにこれに触れる会話があり

ました。

最近、実は中国はすさまじい経済発展を遂げているのは御存じのとおりでありますけれども、それに伴う法整備、特に経済関係法の整備がまだ整っていないということの中で、例えば最近も日本の中企業が向こうに進出をされてそこでトラブルが起っている、こういうことが報道で行わされました。これに対して中国は、報道の内容が違うといって大変不満を持っておられるようでありましたけれども、かといって、今回の国際仲裁というところに持ち込んでくるというような体制には中国はまだない。こういうことで、被害を受けた日本の中小企業も大変困つておられる。実はこういうことが中国は特に今後多発することが予想されると思います。

あるいは、ASEANは最近すさまじい経済発展を遂げていて、しかも中国よりはるかに進んでいるという形で发展を遂げている。それでも、逆にASEANの製品が日本に入ってくるというような現象になってきており、経済的な紛争といいますか、事件が起ころてくる。この場合に、国際仲裁というような形になり得るかというと、まだこれもなかなか難しい。アメリカとかEUといふところは先進国でありますから、これに対応できる十分の能力がある。

こういう実情を考えますと、中国の司法部の方は、日本の法体系を教えていただきたいというのが偽らざる気持ちですといふうな御発言まであります。ぜひ法務省はそうしたことも念頭に入れ、例えば今回の改正の問題も取り組んでいただきたいということを冒頭申し上げておきたいと思います。

そこで、実はいわゆる外弁法ができました昭和

六十二年ですか、あの当時は、これができる

どつとアメリカなどから来られるんじゃないだろ

うか、参加されるんじゃないか、千人ぐらいにな

るんじやないかというような声さえあつたと思

ますが、現在、どのくらいのいわゆる外國法事務

弁護士、つまり法務大臣の承認を得て日弁連に登

録をされているという方はどのくらいおられる

か。できればその出身の地域、国でなくても結構ですが、アメリカとかEUとかアジアとかいう分

け方でもいいですが、おわかりになればお教えい

ただきたいと思います。

○政府委員(永井紀昭君) ことし、三月三十一日

現在でございますが、外国法事務弁護士として登

録している者の総数は七十七名でござります。外

国弁護士となる資格を取得した国別の数で申し上

げますと、アメリカ合衆国が五十一名、イギリス

が十四名、オーストラリアが三名、フランスが二

名、ドイツが二名、オランダ一名、ブラジル一

名、香港一名、中国一名、カナダ一名、合計七十

七名でございます。

なお、御参考までに時系列的にちょっと見込み

ますと、発足当初は、この制度が開始されて間もなくは三十名から四十名でございました。その後

だんだんふえてきました。平成四年、五年あたりになりますと七十九名ぐらいになつております。

その後いわば横ばいでございまして、現在七十七名という、こういう状況にござります。

○田英夫君 率直な感想で、当初の予想よりは少

ない、非常に少ない。これもいろいろ原因がある

んじゃないだろうか。今後の対応の中で研究会など

で御検討いただきたい、このことはきょうは触

れませんけれども、結論を言えば、外国法事務弁

護士という方々がもつとより活発に活動できるよ

うな環境をつくるという考え方が私などはもつと

欲しいなという気がいたします。

そして、これも研究会などで今後御検討いただ

きたい課題ですけれども、先ほどからも橋本さん

も触れておられましたけれども、日本のシステム

というか日本の司法制度を守っていくという立場

をとるのか、もっと国際化に対応するそういう方

向に大きく進んでいくことをするのか、この二者択

一という感じになつてくるんじゃないかと思うん

です。私は言うまでもなく後者の国際化に積極的

に対応するという姿勢で進んでいただきたいと思

いますが、大臣いかがでしようか。

○国務大臣(長尾立子君) 國際化に積極的に対応

する、すなわち今後の社会経済情勢を十分に踏まえて規制緩和という問題に積極的に取り組んでいくべきであるという御趣旨につきましては、先ほ

ど私も申し上げましたように、その方向について

は委員の御指摘の方向を否定するものではないわ

けでございます。

しかし、一面におきまして、国民の権利を守つていくという面から、今話題になつております弁

護士活動等につきましては、現行の日本の国内法の諸規定によりましていろいろな意味で大変な義

務を課してきたものであります。そのような大きな課題とどのように調整を図りつつ国際化への

方向というものに持つていくか、そのバランスの問題であると認識をいたしております。

○田英夫君 ありがとうございました。終わります。

○委員長(及川順郎君) 他に御発言もないようですか、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員長(及川順郎君) 他に御発言もないようですか、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(及川順郎君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(及川順郎君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

平成八年四月二十三日印刷

平成八年四月二十四日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〇